

授業料減免基準

熊本県立高等学校の授業料等に関する条例第5条に規定する「特別の事情があると認めるときは」の認定にあたっては、教育の機会均等を失しないよう、かつ予算の範囲内で、家計及び家族の状況による就学困難度、その他の事情を考慮して行うものとする。

1 減免の対象

(1) 経済的理由による就学困難者（ただし同一家族の前年所得が245万円以上の者及び生活保護法に基づく被保護世帯に属する者は除く。）

(注) ここでいう所得とは、給与所得は給与所得控除後の金額、事業所得は必要経費控除後の金額をいう。

(2) 熊本県立高等学校学則第16条の3の規定に基づき、外国の高等学校に留学を認められた者。

(3)

① 高等学校を卒業又は修了していない者のうち、高等学校等就学支援金の支給に関する法律第3条第2項第2号及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（以下「施行令」という。）第2条第2項に該当する者（在学期間が通算して36月（定時制及び通信制の場合は48月）を超過する者）で、かつ、学び直し支援金の受給者でない者が、施行令第1条第2項に定める者に該当しない場合。

② 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第7条に規定する就学支援金の支給限度額を超える者（1単位当たりの授業料を設定している課程に在籍し、年間支給上限単位数30単位及び通算支給上限単位数74単位を超える単位数を履修する者）で、施行令第1条第2項に定める者に該当しない場合。

ただし、各学校が設定する履修単位を超える単位数で、自発的に履修する単位数については、当該減免基準の対象外とする。

③ 高等学校等学び直し支援金の受給者で、規則第7条及び施行令第3条に規定する支給限度額を超える者。

④ 定時制課程の在学者のうち、通信制課程を併修する者が、施行令第1条第2項に定める者に該当しない場合。

2 減免の額

(1) 経済的理由により減免する授業料の額

減免する授業料の額は、次の所得金額の区分と家族の状況に応じて付した点数を合算し、総点数が14点以上の場合には全額、12～13点の場合には半額とする。

ア 基準点数・・・当該者と生計を一にする同一家族の前年分所得金額が

130万円未満の場合は	10点
130万円以上159万円未満の場合は	7点
159 " 188 "	5点
188 " 217 "	3点
217 " 245 "	1点

となる。

なお、所得金額は源泉徴収票または市町村長の所得証明書による。

イ 付加点数

a 当該者の家族一人当たりを1点とする。（本人を含む）

b 当該者の家族のうち次に該当する者は、次の点数をそれぞれaの一人当たり点数に加算する。

(a) 小学校、中学校、高等学校（本人を含む）、高等専門学校、大学、盲学校ろう学校及び特別支援学校に在学する場合は、その者一人につき1点。

(b) 主たる生計支持者が別居している場合は1点。

c 当該者に両親共いない場合は4点、父若しくは母のみいない場合は2点。

(2) 留学により減免する授業料の額・・・・・・・・全額とする。

(3) 1 (3) ①により減免する授業料の額・・・・・・・・全額とする。

1 (3) ②により減免する授業料の額・・・・・・・・規則第7条に規定する額を超える額とする。

1 (3) ③により減免する授業料の額・・・・・・・・施行令第3条に規定する支給限度額を超える額とする。

1 (3) ④により減免する授業料の額・・・・・・・・通信制課程で履修する科目に係る授業料全額とする。

3 特例

火災・風水害等による被災、保護者の事業の失敗による破産、死亡その他特別な事情がある場合は、基準点数にかかわらず別途考慮することができる。